

1 介護保険における保険給付

1.1 保険給付

現物給付 ⇒ 指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、介護保険施設、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者、指定介護予防支援事業者は介護報酬のうち原則1割分を利用者から受け取り、残り9割分を保険請求することになります。

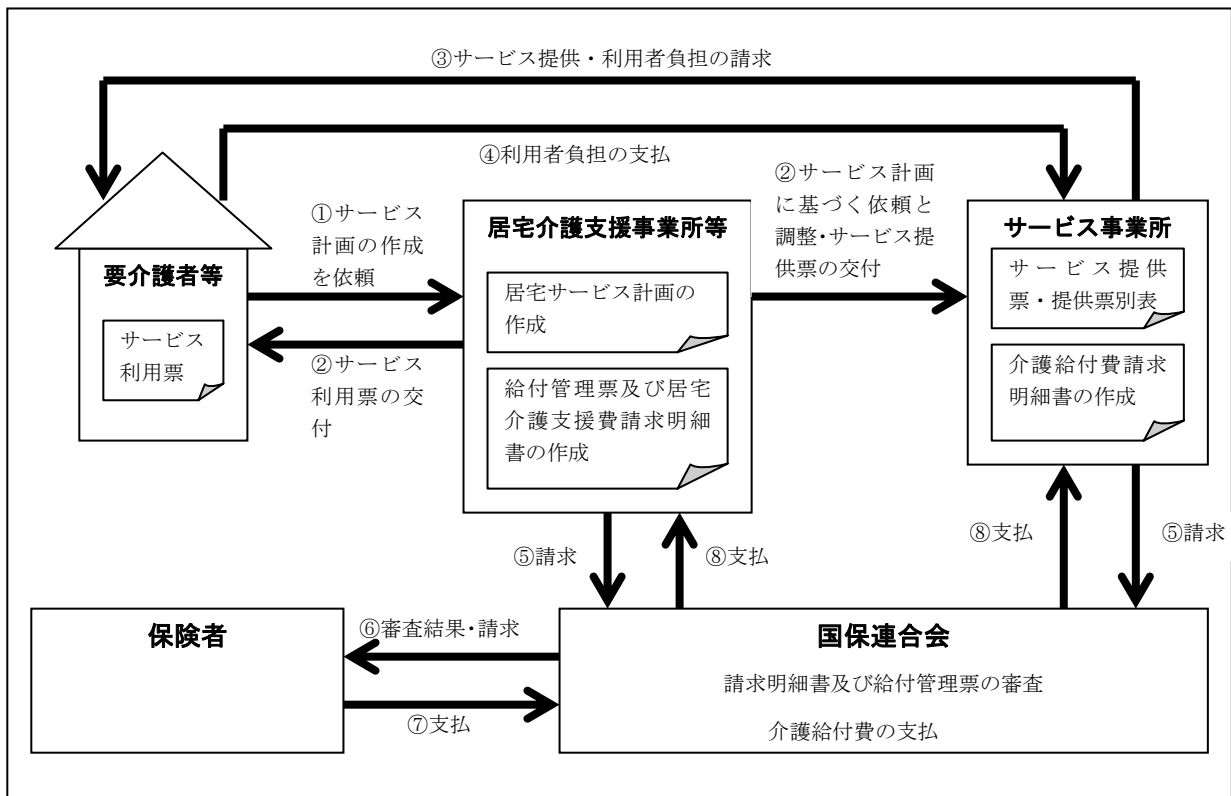
ただし、居宅介護支援費、介護予防支援費は10割が保険請求となります。

償還払い ⇒ 事業者からサービス（福祉用具購入、住宅改修等）の提供を受けた場合、かかった費用の全額を事業所に支払、後日、保険者へ申請し、支払った10割のうち9割を保険給付として受け取るようになります。

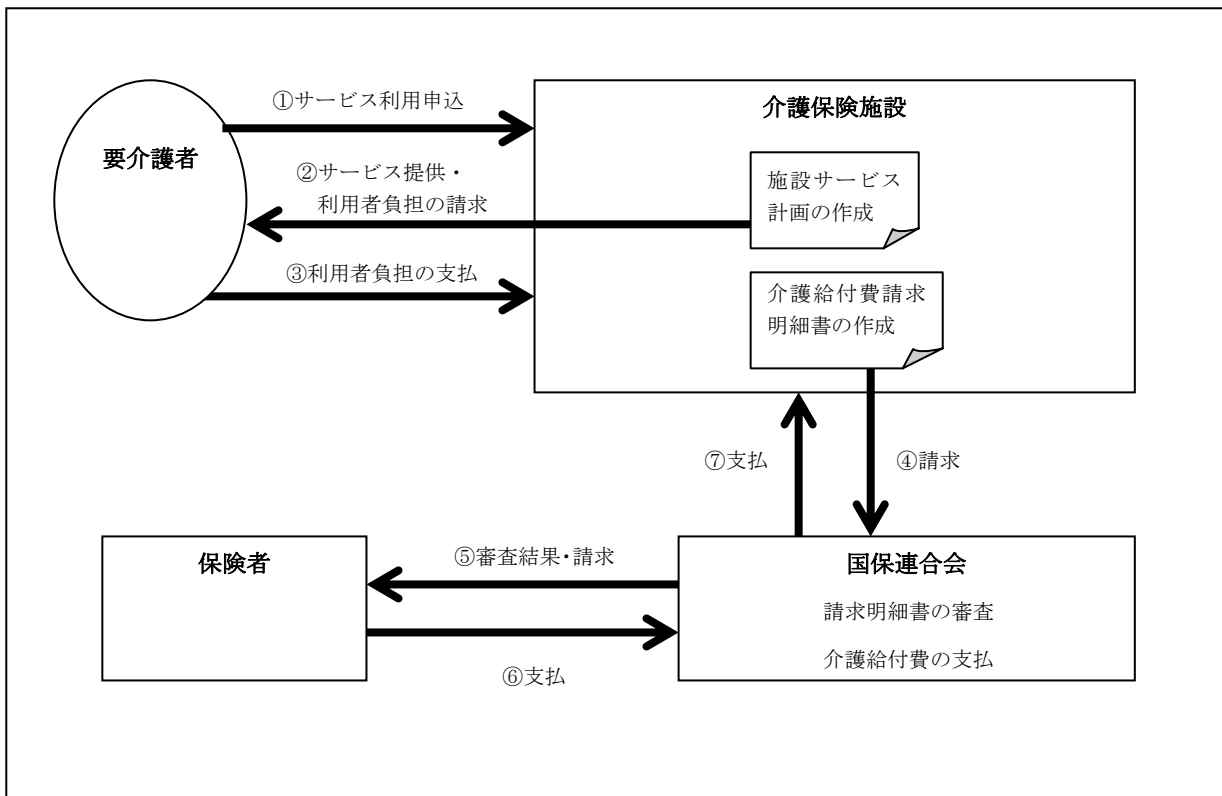
償還払いは現物給付と異なり、保険給付分（9割）の償還はサービスを受けた月から2、3ヵ月後となります。

1.2 保険給付の基本的流れ

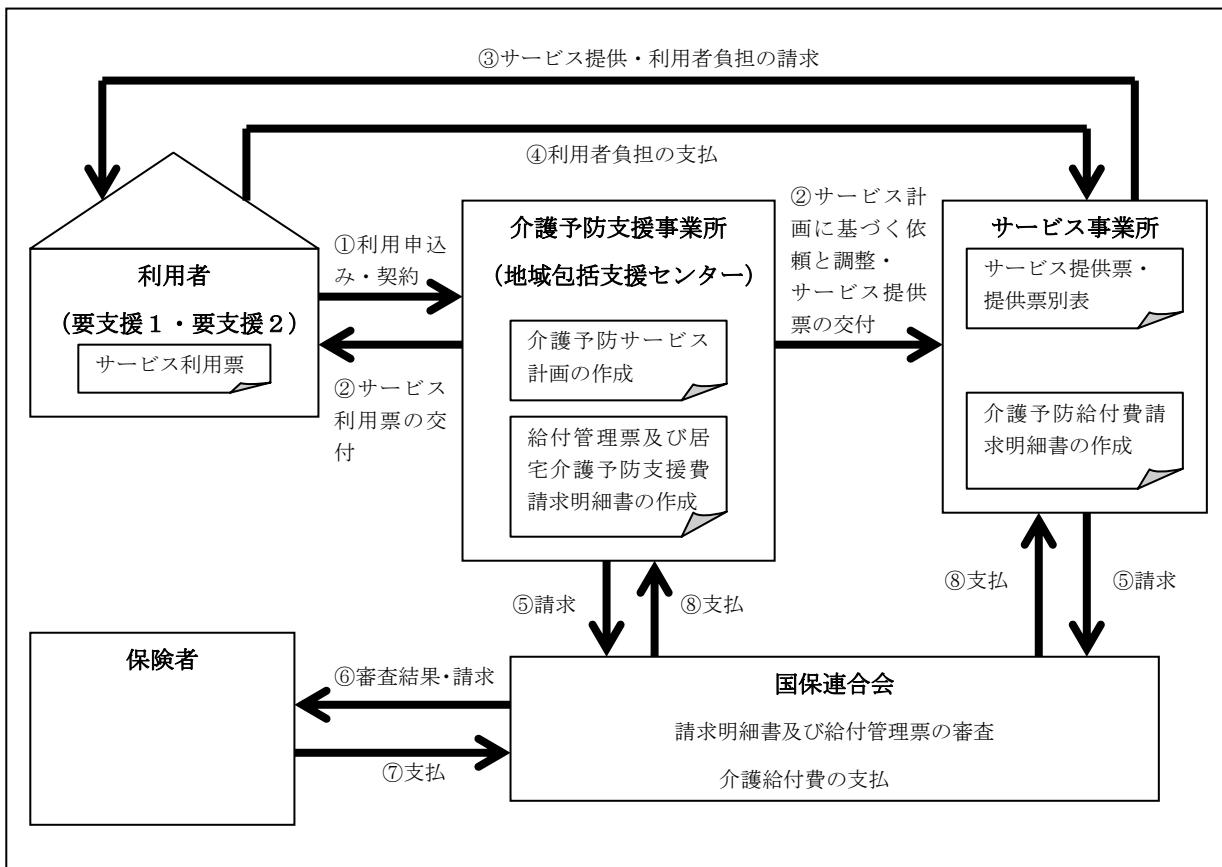
①居宅サービスの基本的な流れ



②施設サービスの基本的な流れ



③介護予防サービスの流れ



④介護予防支援事業所が利用申込みの受付・契約及び介護予防支援費の請求事務以外を居宅介護支援事業所に委託した場合

